

	藤枝市	旧岡部町
地域指定年度	昭和 46 年度	昭和 47 年度
計画策定年度	昭和 49 年度	昭和 48 年度
計画見直し年度	平成 1 年度	昭和 55 年度
	平成 7 年度	平成 8 年度
	平成 15 年度	平成 16 年度
	平成 21 年度	
	平成 27 年度	
令和 2 年度		

# 藤枝市農業振興地域整備計画書

令和 3 年 6 月

静岡県藤枝市

## 目 次

第1 農用地利用計画	1
1. 土地利用区分の方向	1
(1) 土地利用の方向	1
(2) 農業上の土地利用の方向	3
2. 農用地利用計画	7
第2 農業生産基盤の整備開発計画	8
1. 農業生産基盤の整備及び開発の方向	8
2. 農業生産基盤整備開発計画	8
3. 森林の整備その他林業の振興との関連	9
4. 他事業との関連	9
第3 農用地等の保全計画	10
1. 農用地等の保全の方向	10
2. 農用地等保全整備計画	11
3. 農用地等の保全のための活動	13
(1) 農地の有効利用	13
(2) 遊休農地の発生防止	13
(3) 中山間地域等直接支払制度等の活用	13
(4) 鳥獣等被害対策の推進	13
(5) 多面的機能支払制度の活用	14
4. 森林の整備その他林業の振興との関連	14
第4 農業経営の規模拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	15
1. 農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	15
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	15
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	21
2. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	22
(1) 認定農業者等の育成	22
(2) 農地の集積・集約化	22
(3) 農作業の受委託の推進	23
(4) 地力の維持増進	23
(5) 市民農園及び観光農業による地域振興	23
3. 森林の整備その他林業の振興との関連	24
第5 農業近代化施設の整備計画	25
1. 農業近代化施設の整備の方向	25
2. 農業近代化施設整備計画	26
3. 森林の整備その他林業の振興との関連	26
第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	27
1. 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	27
2. 農業就業者育成・確保施設整備計画	27

3. 農業を担うべき者のための支援の活動.....	27
4. 森林の整備その他林業の振興との関連.....	28
第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画.....	29
1. 農業従事者の安定的な就業の促進の目標.....	29
2. 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策.....	29
3. 農業従事者就業促進施設.....	29
4. 森林の整備その他林業の振興との関連.....	29
第8 生活環境施設の整備計画.....	30
1. 生活環境施設の整備の目標.....	30
(1) 安全性.....	30
(2) 保健性.....	30
(3) 利便性.....	30
(4) 快適性.....	30
2. 生活環境施設整備計画.....	31
3. 森林の整備その他林業の振興との関連.....	31
4. その他の施設の整備に係る事業との関連.....	31
第9 付図.....	32

# 第1 農用地利用計画

## 1. 土地利用区分の方向

### (1) 土地利用の方向

#### ア. 土地利用の構想

本市は、静岡県のおぼ中央に広がる志太平野の東部にあり、県都静岡市の南西約 20km に位置し、北東は静岡市、南は焼津市、西は島田市に接している。市域は東西約 16km、南北約 22km で、総面積は 194.06 k m<sup>2</sup>である。

地形は南北に長い菱形で、北から山間・丘陵・平坦の三地域に区分でき、瀬戸川と朝比奈川が縦断している。北部を中心とした山間部は赤石山系の南稜に連なり、主峰高根山(標高 871m)を中心に急峻な山々が肩を並べ、その大部分は森林であり、一部山あい茶園が開けている。続く丘陵地は標高 300m 前後の山が南に広がり、急傾斜地の山腹に階段状の畑が造成され、みかん・茶・たけのこが栽培されている。平坦地は肥沃ないわゆる志太平野で形成され、水田地帯となっている。

気候は年間平均気温 17℃前後と過ごしやすい。年間平均降水量は 2,615mm 前後と温暖多雨で、冬期においても降雪は北部山間地にまれに見られる程度であり、年間を通して日照時間も比較的長く、作物の生育に適している地域である。

人口及び世帯数は、平成 27 年国勢調査において 143,605 人、52,315 世帯であり、人口伸び率は平成 27 年/平成 22 年で 1.01%と横ばいで推移している。令和 12 年における人口予測はおおよそ 136,458 人、(55,816 世帯)で、今後人口は減少していくと推測される(人口予測は国立社会保障・人口問題研究所「地域別将来推計人口」に基づく)。

就業人口は平成 27 年国勢調査において 71,098 人で、平成 22 年から平成 27 年にかけて、第 1 次産業と第 2 次産業がともに減少しており、第 3 次産業は増加傾向にある。農業就業人口は平成 17 年から平成 27 年の 10 年間で、3,778 人から 2,476 人へと 34%減少し、農業従事者の高齢化も進行している。他産業への就業による後継者不足や、農業従事者の高齢化の進行により、今後さらに農業就業者が減少していくことが懸念され、深刻な問題となっている。

農業振興地域は、都市計画法に基づく市街化区域(2,038.9ha)を除いた地域とし、その面積は 17,127ha である。このうち農用地は 3,216ha であり、今後これまでのすう勢が継続した場合、令和 12 年には 3,205ha となり、11ha の減少が見込まれる。このため、現状の優良な農用地を確保していくとともに、それぞれの作物別農業振興策により農業の近代化・農業経営の安定化を図っていく方針である。

農用地については、農産物の供給の機能に加えて、農業生産活動を行うことによってもたらされる国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成など多面的機能を発揮していくため、優良農地の保全や遊休農地の発生の抑制と活用を進める。また、農業生産基盤の整備を促進するほか、農地中間管理(農地バンク)事業を活用した農地の集積・集約化の推進により、営農の集団化や担い手の経営規模の拡大の促進など様々な対策を実施する。これにより、農業の生産性を高めながら保全・活用につなげていくとともに、担い手の確保を進めて農用地の適正な維持・管理を図る。

また、地域に適した作物の導入、新東名高速道路利用者をターゲットとする滞在型の市民農園・観光農園などによる都市農村交流など、多様な手段を通して、農地としての活用を進める。

都市的土地利用への転換については、優良農地の確保を基本とし、地域農業の振興や周辺農地への

影響等に十分留意した上で、「第6次藤枝市総合計画」等との整合性を図りながら総合的、計画的に進める。

単位：ha・%

区分 年次	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地・工業用地・その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (R2)	3,216	18.8	12	0.1	11,187	65.3	2,712	15.8	17,127	100.0
目標 (R12)	3,205	18.7	13	0.1	11,187	65.3	2,722	15.9	17,127	100.0
増減	△11		1		0		10		0	

付図1号 土地利用計画図 (別添)

## イ. 農用地区域の設定方針

### (ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本市の重点作目である水稻、施設野菜（いちご、トマト、きゅうり）、露地野菜（レタス、ねぎ）、茶（生葉、荒茶）、果樹、花き（バラ、菊、洋蘭）、その他作物（たけのこ、しいたけ、オリーブ）、畜産（肉用牛、山羊）の生産振興を図るため、本地域にある現況農用地 3,216ha のうち、a～c に該当する農用地について農用地区域を設定する方針である。

#### a 集団的に存在する農用地

10ha 以上の集団的な農用地

#### b 土地改良事業又はこれに準ずる事業(防災事業を除く。)の施行に係る区域内にある土地

農業用排水施設の新設又は変更(いわゆる不可避受益地を除く。)、区画整理、農用地の造成(昭和35年度以前にその工事に着手した開墾建設工事を除く。)、埋立て、客土、暗きょ排水、深耕、れきの除去、心土破碎、床締め、切盛り等を実施又は計画した農地とする。

#### c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

- ・ 地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要な土地
- ・ 高収益をあげている野菜等のハウス団地
- ・ 国及び県が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地
- ・ 農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
- ・ 多面的機能の維持・発揮を図るために確保する必要がある土地
- ・ 周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある土地
- ・ 農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該認定農業者等に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地

ただし、c の土地であっても、次の土地については農用地区域に含めない。

- (a) 集落内に介在し、今後、農地として集積・集約化していくことが困難と認められる農用地
- (b) 山林等に介在する農用地など、自然的な条件から見て農業の近代化を図ることが困難な土地

(c) 市の施策上、農地以外の土地利用が必要であることが整理されており、他に代替すべき土地がない場合（実施が確実なものに限る。）

#### (イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

農業振興地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び比較的大規模な土地改良施設用地について、農用地区域を設定する。

#### (ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

農業振興地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び2ha以上の農業用施設用地について、農用地区域を設定する。

#### (エ) 現況森林、原野についての農用地区域の設定方針

現在、事業実施中又は調査計画中の区域内の森林・原野等については農用地区域に設定する。

## (2) 農業上の土地利用の方向

### ア. 農用地等利用の方針

本市は明治以前より茶の生産地・集散地として著名であり、基幹産業の一つとして近年も市内農業産出額の多くを占めている。そのほか、気候及び市場条件に恵まれ、本市の農業産出額1位である水稲をはじめ、いちご、トマト、きゅうり、レタス、ねぎ、たけのこ、しいたけ、花き、畜産など多様な作物構成を有し、県内でも先進的な農業地帯を形成している。今後も気候や立地を活かした土地利用を積極的に進め、優良農地の確保及び有効利用と生産性の向上を図るため、次のような施策を展開していく。

茶園については、意欲ある担い手農家への農地の集積・集約化と生産性の高い生産基盤づくりを促進し経営の安定化を図る。また、茶の改植、土壌改良の促進、藤枝市の新ブランド茶「藤枝一香」、藤枝三姉妹（藤枝かおり、藤枝めぐみ、藤枝くれは）、藤枝かおりのウーロン茶や「朝比奈玉露」、かぶせ茶、てん茶に対する振興・支援により、高品質で特徴のある産地形成を図っていく。

柑橘園については、農地の集積・集約化と小規模な基盤整備の実施を促進し、管理機械の導入等により、低コスト・省力生産の推進を図る。また、優良系統への更新を図り、高品質みかんの栽培を推進して、農地の高度利用を図る。

水田については、農地の集積・集約化、農作業の受委託及び共同化を促進し、経営規模の拡大を図るとともに、水稲とレタス、枝豆等の転換作物を組み合わせた営農体系を確立する。また、本市の特性に合った新たな高収益作物の普及を推進していくため、南部地域を中心に生産を拡大しているねぎの産地化を図る。

地域住民と都市住民の交流を目的とした市民農園や観光農園の整備等による農用地の効率的な利活用を進めるとともに、農業集落排水事業等の導入により集落環境の整備を図る。

農地の有効活用については、優良農地の確保に努めるとともに、遊休農地の発生防止と解消を推進し、農地中間管理（農地バンク）事業等を活用して農地の集積・集約化を図る。

農用地区域内における用途別面積は、次表のとおりである。

単位：ha

区分 地区	農用地			採草牧草地			混牧林地			農業用施設			計			森林 原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
全域	2,397	2,389	△8	-	-	-	-	-	-	3	3	0	2,400	2,392	△8	0

付図1号 土地利用計画図（別添）

## イ. 用途区分の構想

### ■瀬戸谷地区（主な振興作物：茶）

市の北部に位置し、高根山（標高 871m）を中心に急峻な山々が連なり、山あいには茶園が開け、瀬戸川沿いの平坦部に集落と水田が点在する。特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて平坦な農地は小規模で少なく、地形による制約等不利な生産条件を有する地域である。

土地利用の大半が山林及び農地で、地域の主産業は農林業であり、瀬戸川沿いの平坦部では水稲、傾斜地では主に茶・みかんが栽培されている。

傾斜地の樹園地が多くみられるが、地域農業の担い手が経営する優良な茶園を中心に区画整理や農道整備といった基盤整備が進められており、今後も農業生産基盤の整備や人・農地プランの実質化による農地の集積・集約化を推進し、農業の生産性を高めながら農地の保全と活用を図っていく。

また、人口減少や少子高齢化により集落機能の低下がみられる中山間地域の地域コミュニティを守り続けていくため、地域外に転出した世代をはじめ、地域のまちづくり活動の担い手を呼び込むような取組や優良田園住宅の整備等を推進していく。

### ■稲葉地区（主な振興作物：茶、みかん、たけのこ）

市中央部の北西に位置し、地区内の中央を瀬戸川が流れ、その沿岸に集落と水田が広がり、それを取り囲むように隣接する傾斜地の農地では、茶、みかんなどが栽培されている。知事特認地域に指定されるなど、平場地域と比べて平坦な農地は小規模で少なく、地形による制約等不利な生産条件を有する地域である。

土地利用の大半が山林及び農地となっているものの、地区内には国道1号藤枝バイパスの谷稲葉インターチェンジがあり、交通の便の良さから、工場なども多く、企業誘致なども積極的に行われている。

地域の主産業は、農林業であり、瀬戸川沿いの平坦部では水稲や裏作としてレタス・枝豆・ナス・いちごなどの複合的な農業が営まれ、傾斜地では主に茶・みかんが栽培されているが、生産者の高齢化により労働生産性が低下している。今後は、地域農業の担い手の育成と担い手の耕作面積の拡大、経営力の強化を図るとともに、農業生産基盤の整備や人・農地プランの実質化による農地の集積・集約化を推進し、農業の生産性を高めながら農地の保全と活用を図っていく。また、市街地に隣接している立地条件や交通網を活かし、6次産業化、農商工連携等を推進していく。

### ■葉梨地区（主な振興作物：茶、水稲、輸出みかん、畜産（肉用牛））

市中央部の北東に位置し、北部地域の葉梨川沿いの平坦部では水稲、傾斜地では茶・みかんが主に栽培されており、特に西北地区のみかんはニュージーランドに輸出されている。

南部地域は都市化の進行が進んでいるものの、水田も広がり、低丘陵地の斜面では茶、みかんが栽培されている。

今後、人・農地プランの実質化により、地域農業の担い手となる農業経営体への農地の集積・集約化を推進し、また、農業生産基盤の整備を推進することにより、農業の生産性を高めながら農地の保全と活用を図っていく。

#### ■広幡地区（主な振興作物：水稲、果樹、オリーブ、畜産（山羊））

市の東部に位置し、地区の中央を朝比奈川、葉梨川が流れ、国道1号藤枝バイパス、県道島田岡部線、焼津森線が通り、南部隣接地には東名高速道路焼津インターチェンジが位置するなど交通の便に恵まれている。地区内の北東部に工場が密集し、北部、南部地域の農地は水稲栽培が中心となっている。南部水田地帯は、大井川用水の整備により水利に恵まれ、安定した水稲栽培が営まれている。水稲栽培では作業受託も行われている。

地区北部の新東名高速道路藤枝岡部インターチェンジ周辺の「ふじのくにフロンティア推進区域」を「新産業集積エリア」と位置づけ、環境に配慮しながら交通の利便性を活かした効果的な土地利用や農地の集積、農産物直売所、市民農園や観光農園などが立地する食と農のアンテナエリアの形成を進めていく。

また、本エリア周辺の農地においても、人・農地プランの実質化により、地域農業の担い手となる農業経営体への農地の集積・集約化を推進していくとともに、農業生産基盤の整備を推進することにより農業の生産性を高めながら農地の保全と活用を図っていく。

#### ■西益津地区（主な振興作物：水稲、花き、施設野菜）

市中心部の東に位置し、北側の県道島田岡部線、南側の瀬戸川に挟まれ、地区内の農地は水稲栽培が中心となっている。一部、花き・トマトなどの施設園芸も盛んに行われている。

土地改良整備事業が実施され、大井川用水により水利は安定的に確保できているが、農業者の高齢化や減少により、遊休農地が増加している。このため、人・農地プランの実質化により、地域農業の担い手となる農業経営体への農地の集積・集約化を推進するとともに、農業生産基盤の整備を推進することにより農業の生産性を高め、優良農地の維持継続を図っていく。

また、消費者に直結する施設園芸は直売所の利用など販路拡大を図っていく。

#### ■藤枝地区（主な振興作物：茶、みかん、露地野菜）

市中央部に位置し、瀬戸川、国道1号、県道島田岡部線に囲まれた地域で、平坦地のほとんどが市街地となっている。農地は、北西部の丘陵地で樹園地が展開し、茶・みかんが栽培されている。

市街地が大半を占めるが、生産物は直接の消費が期待できることから、日常生活に必要な果樹・野菜の供給が図れる農業の展開を推進する。

#### ■青島地区（主な振興作物：水稲、花き、施設野菜）

市中央部の西側に位置し、地区内をJR東海道線、県道島田岡部線が横断している。JR藤枝駅を中心に住宅地・商業地が形成され、地区南西部には土地改良事業が実施された水田が広がっている。

大井川用水により水利は安定的に確保できることから、水稻を主体に持続的農業の推進を図る。

また、中心市街地に近接する区域は、高度な都市機能の集積や住環境の整備等中心市街地と一体的な土地利用を図っていくことから、都市的な土地利用との調和を図るとともに、人・農地プランの実質化による優良農地の集積・集約化を推進し、農業の生産性を高めながら農用地の保全利用を図っていく。

#### ■高洲地区（主な振興作物：水稻、露地野菜）

市南東部に位置し、地区内をJR東海道線・JR東海道新幹線、東名高速道路が通過している。JR藤枝駅、西焼津駅に近接し、交通の利便性が良好なことから区域の西側は市街化が進み、北側は多くの工場が進出している。地区全体が大井川扇状地に含まれていることから、東側は水田が広く展開し水稻栽培が行われており、水稻栽培の作業受託も行われている。

大井川用水により水利は安定的に確保されているが、都市化により個々の農家の水稻栽培は非効率化している。水稻栽培のほか、高収益作物への転換が進む地域でもあることから、人・農地プランの実質化により、地域農業の担い手となる農業経営体への農地の集積・集約化を推進するとともに、農業生産基盤の整備を推進することにより農業の生産性を高め、優良農地の維持継続を図っていく。

#### ■大洲地区（主な振興作物：水稻、施設野菜、露地野菜）

市南西部に位置し、南側に大井川、中央に栢山川が流れる扇状地であり、水田地帯が広がっている。大井川の洪水対策として建てられた舟形屋敷（三角屋敷）が点在し、農地と宅地が混在化している地域でもある。

農地のほとんどが大井川用水により水利が安定的に確保された水田であり、水稻栽培の中心地帯となっている。水稻栽培の作業受託が行われているほか、水稻栽培から高収益作物への転換が進む地域でもあることから、人・農地プランの実質化により、地域農業の担い手となる農業経営体への農地の集積・集約化を推進し、効率的な農地利用を図っていく。

また、大井川沿いの工業地区に隣接する区域は、東名高速道路大井川焼津藤枝スマートインターチェンジの広域アクセス性を活かした工場や物流等の産業立地等と一体的な土地利用を図っていくことから、産業的な土地利用との調和を図るとともに、農業生産基盤の整備を推進することにより、農業の生産性を高めながら優良農地の保全と活用を図っていく。

#### ■岡部地区（主な振興作物：茶、たけのこ、みかん）

市北東部に位置し、中央部を南北に朝比奈川が流れ、新東名高速道路、国道1号が通過している。本地区は標高200～300mの山々と朝比奈川とその支流となる岡部川の水系からなり、平坦地は全体の20%と極めて少なく、これが朝比奈川によって形成された谷底沖積低地に水田地帯が形成されている。また、朝比奈川に沿った傾斜地では、茶・みかん・たけのこが栽培されている。

朝比奈地区は日本三大玉露の一つである「朝比奈玉露」の産地であり、抹茶の原料「てん茶」の生産も盛んに行われていることから、こうした本市ならではの茶の生産、ブランド化等を進め、次世代へ「朝比奈玉露」を継承していく。また、農業生産基盤の整備や人・農地プランの実質化による農地の集積・集約化を推進し、農業の生産性を高めながら農地の保全と活用を図っていく。

ウ. 特別な用途区分の構想

該当なし

2. 農用地利用計画

別記のとおりとする。

## 第2 農業生産基盤の整備開発計画

### 1. 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農地や農業用水は、農業生産における基礎的な資源であり、農業者の減少や高齢化等が進行する中で、良好な営農条件を備えた農地や農業用水の確保と有効利用、さらには次世代への継承を図っていくことが重要である。

このため、環境との調和に配慮しつつ、本市の農業の多様性を活かした農業生産基盤の整備、農業水利施設の長寿命化とため池の適正な管理・保全・改廃を含む農村地域の防災・減災対策を効果的に推進していく。

中山間地域では茶及びみかん、たけのこ、平坦地域では水稲、トマト、レタス、いちご、花き等を主体とした農業が営まれており、生産効率向上のため、生産基盤の整備が必要である。

中山間地については労力の軽減と経営の合理化を図るため、栽培条件の良い農地の集積・集約化、機械化の促進を図るとともに、優良茶園の区画整理や農道等の生産基盤の整備・拡充を推進していく。

平坦地については、これまでにほぼ全市的に基盤整備が行われていることから、今後は農地中間管理機構と連携した小規模土地基盤整備等により、栽培条件の良い優良農地を重点的に再整備していく。特に、高度利用を図るために必要となる広域的な水利施設（用排水路や水門など）の整備を推進していく。

### 2. 農業生産基盤整備開発計画

(年度)

事業の種類	事業の概要	受益範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
農道整備	農道補修 1式	葉梨・瀬戸谷	58	1	H26～R3 県営一般農道整備事業 (中里・西方)
かんがい排水	頭首工整備 1ヶ所	青島	429	2	H28～R4 県営かんがい排水事業 (青木)
地域用水	魚道整備 1ヶ所	稲葉	2.3	3	R1～R3 県営地域用水環境整備事業(単 独魚道整備)(宮原)
基幹農道	農道整備 1,004m	葉梨・朝比奈	(579)	4	H24～R3 県営基幹農道整備事業(葉梨朝 比奈4期)
基幹農道	農道整備 765m	葉梨・朝比奈	(579)	5	H27～R4 県営基幹農道整備事業(葉梨朝 比奈5期)
水利施設等保全 高度化事業	区画整理 8.0ha 農道整備 500m	瀬戸谷	10.4	6	R元～R4 県営水利施設等保全高度化事 業(瀬戸谷)
水利施設等保全 高度化事業	水路整備 1,910m	—	—	7	H30～R4 水利施設等保全高度化事業 (藤枝4期)

事業の種類	事業の概要	受益範囲		対図 番号	備 考
		受益地区	受益面積 (ha)		
農業水路等長寿命化・防災減災事業	水路整備 660m 水門整備 1門	—	—	8	R2～R4 農業水路等長寿命化・防災減災事業 (藤枝5期)
農業水路等長寿命化・防災減災事業	ため池廃止 4ヶ所	葉梨	—	9	R2～R4 農業水路等長寿命化・防災減災事業 (藤枝ため池)

付図2号 農業生産基盤整備開発計画図 (別添)

### 3. 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の森林は急峻で複雑な地形のため、整備費がかさむ等の理由から林道整備が遅れている。林業振興を進めていくため、造林及び適正な保育管理の推進はもとより、林道網の整備充実による生産・販売コストの低減を図ることが不可欠であることから、自然環境に十分配慮し、農道や林道の新規開設、改良を進めていく。

引き続き治山事業を計画的に進めるほか、森林環境譲与税の効果的な運用による事業等の実施により、山地災害の防止、森林の公益的機能の維持増進を図る。

### 4. 他事業との関連

都市計画事業や河川事業、下水道事業等については関係機関・団体等と十分に協議し、「第6次藤枝市総合計画」等との整合性を図りつつ、効率的で効果的な農業生産基盤整備事業の推進に努める。

## 第3 農用地等の保全計画

### 1. 農用地等の保全の方向

本市の平坦地域の農地は概ね圃場整備を完了しているが、中山間地域の農地は急傾斜であり、面的な基盤整備が困難なことから生産性が低く、農業経営上極めて不利な条件となっている。併せて、近年の農業従事者の高齢化や後継者不足等を背景に、生産性の低い農地を中心として遊休農地が増加傾向にある。

安全な食料の安定的な供給に加え、国土の保全、環境の保全、農用地の持つ水資源の涵養や保全、美しい農村の景観創出等など農地の多面的機能を発揮していくには、無秩序な土地利用や遊休農地等によるかい廃を防ぎ、営農に適した良好な状態で農用地等を保全していくことが重要である。

このため、農業生産基盤整備開発計画に基づき、農地の区画整理や農道の整備、用排水路施設等の整備・改修を進め、農作業の効率化と生産性の向上を図っていく。また、認定農業者等の担い手へ農地の集積・集約化を推進するとともに、「日本型直接支払制度」を活用した集落全体で行う農地の保全・管理の取組を進めるなど、担い手、小規模農業者及び農地所有者等が連携・補完しあう体制づくりを進める。

増加が懸念される遊休農地については、これまでの担い手確保・育成対策に加えて、企業による新たな農業参入を促進するなど多様な担い手を確保していくことが重要であり、農業委員会を中心に発生防止と解消に向けた指導を進める。また、地域農業の将来に向けた人と農地の問題について話し合いを進めるとともに、農地中間管理（農地バンク）事業を活用して、担い手への農地の集積・集約化を推進し、地域農業の維持・発展につなげていく。

## 2. 農用地等保全整備計画

(年度)

事業の種類	事業の概要	地区名	対象面積 (ha)	対図番号	備考
多面的機能 支払交付金	地域ぐるみで地域資源（農地、水路、 農道等）を保全補修する共同活動	本郷ふる郷普請の会	35.7	1	H19～R3
〃	〃	殿ふるさと会	20.6	2	H20～R3
〃	〃	高柳美野里会	11.4	3	H21～R3
〃	〃	玉取里山プロジェクト	27.0	4	H22～R3
〃	〃	助宗・美土里の会	9.5	5	H23～R6
〃	〃	岡部本郷みのり会	6.3	6	H25～R3
〃	〃	小園美農里会	17.02	7	H27～R6
〃	〃	リバーネット榛の木	36.9	8	H28～R7
〃	〃	大新島四季の里クラブ	20.75	9	H28～R7

付図3号 農用地等保全整備計画図 (別添)

事業の種類	事業の概要	受益範囲		備考		対図 番号
		受益地区	受益面積 (㎡)	協定期間	参加 者数	
中山間地域等 直接支払交付金	適正な農業生産活動と集落協定 に基づいた農用地の維持管理	上の山	40,867	R2～R6	7	1
〃	〃	狐塚	35,759	R2～R6	4	2
〃	〃	寺沢	17,184	R2～R6	3	3
〃	〃	ネギ沢	20,956	R2～R6	2	4
〃	〃	峠場・麦沢	33,124	R2～R6	4	5
〃	〃	向島園	63,715	R2～R6	5	6
〃	〃	廻沢	22,107	R2～R6	3	7
〃	〃	横添・板沢	26,958	R2～R6	3	8
〃	〃	牛ヶ谷	16,664	R2～R6	2	9
〃	〃	須谷	40,716	R2～R6	4	10
〃	〃	永源山	30,270	R2～R6	13	11
〃	〃	本郷・山東	55,646	R2～R6	11	12
〃	〃	三輪	58,012	R2～R6	9	13
〃	〃	子持坂	27,925	R2～R6	7	14

事業の種類	事業の概要	受益範囲		備考		対図 番号
		受益地区	受益面積 (㎡)	協定期間	参加 者数	
〃	〃	朝比奈山堂々	27,303	R2～R6	2	15
〃	〃	玉取	21,887	R2～R6	2	16
〃	〃	小園てん茶組合	70,166	R2～R6	15	17
〃	〃	的沢	17,011	R2～R6	3	18
〃	〃	青羽根	62,386	R2～R6	7	19
〃	〃	たくみ	65,603	R2～R6	6	20
〃	〃	谷稲葉	15,195	R2～R6	4	21

付図3号 農用地等保全整備計画図 (別添)

### 3. 農用地等の保全のための活動

#### (1) 農地の有効利用

良好な営農条件を備えた農地や地域環境の保全、災害の防止等の観点から、「ふじのくに美しく品格のある邑づくり」や「ふじのくに美農里プロジェクト」等の取組を進め、維持されることが望ましい農地を余すことなく活用し、将来に残していくべき農地の保全と農業生産の増大を図る。

#### (2) 遊休農地の発生防止

一度耕作をやめ、適正な管理を怠り、原形を失うほどに荒れてしまった農地を、耕作できる状態に戻すためには、大変な手間と労力が必要となる。また、雑草の繁茂による害虫等の温床、粗大ごみや産業廃棄物等の不法投棄による悪臭や汚水の発生源、火災発生の原因等、近隣農業者や周辺住民に大きな迷惑となる可能性もある。

このため、遊休農地の状況などを把握するため、市内全域の農地パトロール（利用状況調査）を実施し、遊休農地の所有者等に対し農地の適正な管理を指導する他、遊休化のおそれがある農地の所有者に対しては、啓発活動を行う。

- 違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動を適時実施
- 遊休農地の発生を早期に防止するため、関係機関や地域住民などからの情報収集により、遊休化が懸念される農地について状況把握や利用意向調査の実施
- 調査の結果を農地台帳システムに反映し、農地台帳の正確な記録と公表の迅速化を図る
- 利用意向調査結果に基づき、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構の活用を働きかける
- 山間部の農地で山林原野化が著しく進行し、再生困難と判断される農地については、「藤枝市荒廃農地再生アクションプラン」に基づき、現状に応じて速やかに「非農地判断」を行い、再生可能な農地を明確化する

#### (3) 中山間地域等直接支払制度等の活用

中山間地域の農業・農村が有する水源涵養機能、洪水防止機能等の多面的機能によって、下流域の住民の生命・財産と豊かな暮らしが守られている。中山間地域では、高齢化が進展する中で平地に比べ自然的・経済的・社会的な条件が不利な地域であるため、担い手の減少や遊休農地の増加等により、多面的機能や地域活力の低下が懸念されている。

このため、「中山間地域等直接支払制度」等を活用し、中山間地域において、担い手の支援等による農業生産の維持を通じて遊休農地の発生防止と解消を図り、多面的機能を確保していく。

- 草刈り、防虫対策等の保全管理、農地法面の崩壊を未然に防止するための点検、水路や農道の維持管理、農道の補修などの農業生産活動

#### (4) 鳥獣等被害対策の推進

農産物の安定生産を図るため、イノシシ等の野生鳥獣による農作物被害に対しては、これまでの銃猟や罠での捕獲による「個体数調整」や、電気柵等の設置による「被害防除」の取組の実施により、成果は上がっているものの、依然として深刻な状況である。

このため、本市では、「個体数調整」・「被害防除」に加え、荒廃した森林や放置竹林の解消により、

有害鳥獣が暮らしにくい環境を整備する「生息環境管理」の3つを柱とした総合的な対策を推進していくとともに、各地域の特性に応じた適正な対策を行うため、それぞれの集落における被害状況や課題について、地域住民が主体となって積極的に取り組んでいく集落づくりを推進する。

- 有害鳥獣捕獲許可を受け有害鳥獣を捕獲した人に対する報償金の交付
- 電気柵等の購入費用の助成
- 遊休農地等の整備による有害鳥獣の棲み処の解消
- 捕獲や追い払いをはじめとした地域ぐるみの被害防止活動
- 地域の指導者や被害対策の中核となるコーディネーターの育成
- 有害鳥獣の捕獲活動に従事する捕獲者の処理作業の負担を軽減する有害鳥獣減容化施設の管理・運用

#### (5) 多面的機能支払制度の活用

高齢化や人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている農業・農村の多面的機能の発揮に支障が生じることや、水路、農道等の地域資源の維持管理に対する担い手の負担が増大し、担い手の規模拡大が阻害されることが懸念される状況にある。

このため以下に示すような地域の手で農地・農業用水や地域環境を守る取組に対し、多面的機能支払制度を活用して支援する。

- 農地、水路、農道等の資源の基礎的な保全管理活動
- 生物多様性保全、景観形成などの農村環境の保全のための活動
- 老朽化が進む農地周辺の農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等の活動
- 地域の創意工夫に基づく、多面的機能の増進を図る活動

#### 4. 森林の整備その他林業の振興との関連

森林は国土の保全や水資源の涵養、災害の防止、自然環境の保全等の公益的な機能を有しており、農地の荒廃を防止するなど、農地の保全と密接な関連がある。

これらの森林が有する公益的機能を十分に発揮し、林業経営の基盤となる森林資源の整備を行うため、造林事業や治山事業を計画し、適切な施業の推進、管理及び計画的な事業の実施を通じて、森林や山林の保全及び災害防止を図る。

## 第4 農業経営の規模拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

### 1. 農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

#### (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

「第6次藤枝市総合計画」に示した効率的で収益性の高い農業経営を促進することにより、持続可能な農業の展開と成長産業化を図っていく。

地域農業の将来を担う農業者の確保・育成、担い手の経営基盤の強化、担い手への農地の集積・集約化、農産物の高付加価値化等の取組により、経営力の強い農業の振興を図るとともに、次世代の農業経営のモデルとなる経営体の誘致や拠点の形成、ロボット、IoT等を活用したスマート農業の導入を推進し、効率的、省力的、安定的な農業生産の普及・展開を図っていく。

ライフスタイルの変化や食生活の多様化、新興感染症等の流行などの社会情勢の変化等、消費者の「食」と「農」に対する安全・安心への意識や新たなニーズに対応した、地産地消の作物や自然環境への負荷軽減に配慮した作物の生産など、付加価値の高い作物の生産を増やしていく。

このような農業振興のための基本的な考えのもと、本市は、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成する。

具体的な経営の指標は、藤枝市及びその周辺市町に現に成立している優良な経営の事例を考慮して、農業経営の安定と発展を目指し、農業を主業とする農業経営体が、地域における他産業並みの生涯所得に相当する年間農業所得、年間労働時間の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

年間労働時間：1人当たり 1,800～2,000 時間

年間農業所得：1経営体当たり 700 万円程度

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
茶(共同)	〈作付面積等〉 茶=330a	〈資本装備〉 ・小型乗用摘採機一式 ・せん枝機、深耕機、中耕機 ・肥料散布機、防霜ファン他 ・動力噴霧器 〈その他〉 ・独自の品種組合せによるブランド化 ・品種の組合せによる摘採期の分散	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病虫害情報の活用 ・作業日誌の記帳	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用の確保
茶(てん茶共同)	〈作付面積等〉 茶=150a	〈資本装備〉 ・可搬型摘採機 ・動力噴霧器 整枝・せん枝機 ・被覆資材 150a 分 〈その他〉 ・共同製茶工場組合員 ・町内から買葉を実施 (稼動日数延長による経費削減) ・茶師代金、配当金を収入とする	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・作業日誌の記帳	・工場での製造労力雇用の確保 ・摘採は組合員共同で実施 ・農繁期を除く休日制の導入
茶(自園自製)	〈作付面積等〉 茶=270a	〈資本装備〉 ・製茶機械(60K1.5ライン) ・製茶工場(453㎡) ・可搬型摘採機、せん枝機 ・深耕機、肥料散布機、中耕機 ・防霜ファン他 動力噴霧器 〈その他〉 ・茶商と連携した製品の製造 ・品種の組合せによる摘採期の分散、加工法の開発	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病虫害情報の活用 ・作業日誌の記帳	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用の確保
茶(自園自製自販)	〈作付面積等〉 茶=220a	〈資本装備〉 ・製茶機械(60K1ライン) ・製茶工場(453㎡) ・可搬型摘採機、せん枝機 ・深耕機、肥料散布機、中耕機 ・防霜ファン 動力噴霧器 〈その他〉 ・独自の品種組合せによるブランド化 ・加工、仕上げ方法の改善による高品質茶づくり	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病虫害情報の活用 ・作業日誌の記帳	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用の確保
茶(自園自製) + 買葉	〈作付面積等〉 茶=200a 買葉=350a  〈経営面積〉 550a	〈資本装備〉 ・製茶機械(60K1.5ライン) ・製茶工場(453㎡) ・可搬型摘採機、せん枝機 ・深耕機、肥料散布機、中耕機 ・防霜ファン他 動力噴霧器 〈その他〉 ・生葉生産農家との連携 ・茶商と連携した製品の製造 ・品種の組合せによる摘採期の分散、加工法の開発	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病虫害情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・ほ場管理システムの確立	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用の確保
茶(共同) + レタス	〈作付面積等〉 茶=150a レタス=80a	〈資本装備〉 ・可搬型摘採機、せん枝機 ・深耕機、肥料散布機、中耕機	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期の

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
＋ 水稲	水稲＝40a  〈経営面積〉 230a	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防霜ファン</li> <li>・トラクター（20ps）</li> <li>・マルチャー、動力噴霧器</li> <li>・レタス自動包装機（400個/時）他</li> <li>〈その他〉</li> <li>・水稲の早期栽培</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象、病害虫情報の活用</li> <li>・作業日誌の記帳</li> <li>・作目の適正組合せの確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時雇用の確保</li> </ul>
茶（被覆茶） ＋ レタス ＋ 水稲	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈作付面積等〉</li> <li>茶＝100a</li> <li>レタス＝120a</li> <li>水稲＝170a</li> <li>〈経営面積〉</li> <li>390a</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈資本装備〉</li> <li>・可搬型摘採機 動力噴霧器</li> <li>・動力噴霧器 マルチャー（6ps）</li> <li>・トラクター（12ps）</li> <li>・コンバイン（2条）</li> <li>・循環型乾燥機（24石）育苗ハウス</li> <li>・レタス梱包機（400個/時）</li> <li>〈その他〉</li> <li>・レタスは臨時雇用を導入</li> <li>・茶は共同製茶工場参加</li> <li>・水稲は3名による共同（500a）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳</li> <li>・経営と家計分離</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・作業日誌の記帳</li> <li>・作目の適正組合せの確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農繁期の臨時雇用の確保</li> <li>・農繁期を除く休日制の導入</li> </ul>
茶（共同） ＋ いちご	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈作付面積等〉</li> <li>茶＝150a</li> <li>いちご＝20a</li> <li>〈経営面積〉</li> <li>170a</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈資本装備〉</li> <li>・可搬型摘採機、せん枝機</li> <li>・深耕機、肥料散布機、中耕機</li> <li>・防霜ファン 動力噴霧器</li> <li>・ビニールハウス 2,000㎡</li> <li>・作業舎、予冷庫他</li> <li>〈その他〉</li> <li>・いちごはポット育苗</li> <li>・大果性品種及び摘果による大果生産</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳</li> <li>・経営と家計分離</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・気象、病害虫情報の活用</li> <li>・作業日誌の記帳</li> <li>・作目の適正組合せの確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制の導入</li> <li>・農繁期の臨時雇用の確保</li> </ul>
茶（共同） ＋ 露地みかん	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈作付面積等〉</li> <li>茶＝150a</li> <li>青島温州＝100a</li> <li>〈経営面積〉</li> <li>250a</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈資本装備〉</li> <li>・可搬型摘採機、せん枝機</li> <li>・深耕機、肥料散布機、中耕機</li> <li>・防霜ファン、貯蔵庫 52㎡</li> <li>・小型他目的管理機他 動力噴霧器</li> <li>〈その他〉</li> <li>・園内道整備</li> <li>・共選共販等による産地ブランドの徹底</li> <li>・光センサー選果機に対応した高品質果生産</li> <li>・マルチ栽培の導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳</li> <li>・経営と家計分離</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・気象、病害虫情報の活用</li> <li>・作業日誌の記帳</li> <li>・作目の適正組合せの確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制の導入</li> <li>・農繁期の臨時雇用の確保</li> </ul>
茶 ＋ 露地みかん ＋ タケノコ	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈作付面積等〉</li> <li>茶＝100a</li> <li>青島温州＝100a</li> <li>タケノコ＝50a</li> <li>〈経営面積〉</li> <li>250a</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈資本装備〉</li> <li>・可搬型摘採機、動力噴霧器</li> <li>・動力噴霧器 整枝・せん枝機</li> <li>・薬剤用貯水槽 モノレール</li> <li>・薬剤用調合槽 冷蔵庫</li> <li>〈その他〉</li> <li>・茶は共同製茶工場参加</li> <li>・各作目の規模拡大が必要</li> <li>・マルチ栽培の導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳</li> <li>・経営と家計分離</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・気象、病害虫情報の活用</li> <li>・作業日誌の記帳</li> <li>・作目の適正組合せの確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場での製造労力雇用の確保</li> <li>・摘採は共同作業</li> <li>・休日制の導入</li> </ul>
茶（共同） ＋ 原木シイタケ	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈作付面積等〉</li> <li>茶＝200a</li> <li>シイタケ＝7,000本</li> <li>〈経営面積〉</li> <li>220a</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈資本装備〉</li> <li>・可搬型摘採機、せん枝機</li> <li>・深耕機、肥料散布機、中耕機</li> <li>・防霜ファン 動力噴霧器</li> <li>・ビニールハウス</li> <li>・電動クレーン他</li> <li>〈その他〉</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳</li> <li>・経営と家計分離</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・気象、病害虫情報の活用</li> <li>・作業日誌の記帳</li> <li>・作目の適正組合せ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制の導入</li> <li>・農繁期の臨時雇用の確保</li> </ul>

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・シイタケ 4.9 万パック</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>の確立</li> </ul>	
茶（共同） ＋ 菌床シイタケ	<p>〈作付面積等〉</p> 玉露茶＝20a かぶせ茶＝100a 菌床シイタケ＝25,000 玉	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型摘採機</li> <li>・動力噴霧器 整枝・せん枝機</li> <li>・棚施設 20a 被覆資材 100a 分</li> <li>・パイプハウス (330 m<sup>2</sup>)</li> </ul> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・玉露は適正管理ができる面積</li> <li>・かぶせ茶園の確保</li> <li>・数名による製茶機械共有</li> <li>・菌床発生量 3.5 パック/玉</li> <li>・菌床は地域生産者から購入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳</li> <li>・経営と家計分離</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・作業日誌の記帳</li> <li>・作目の適正組合せの確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・摘採雇用の確保</li> <li>・休日制の導入</li> </ul>
茶（共同） ＋ 水稲 ＋ 水稲作業受託	<p>〈作付面積〉</p> 茶＝100a 水稲＝300a 作業受託＝700a  <p>〈経営面積〉</p> 1,100a	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型摘採機、せん枝機</li> <li>・深耕機、肥料散布機、中耕機</li> <li>・防霜ファン 動力噴霧器</li> <li>・トラクター (24ps)</li> <li>・田植機 (4 条)</li> <li>・コンバイン (3 条)</li> <li>・乾燥機 (24 石×2 台) 他</li> </ul> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・品種組合せによる摘採期の分散及び作期分散</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳</li> <li>・経営と家計分離</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・気象、病害虫情報の活用</li> <li>・作業日誌の記帳</li> <li>・作目の適正組合せの確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制の導入</li> <li>・農繁期の臨時雇用の確保</li> </ul>
露地みかん ＋ ハウスみかん	<p>〈作付面積等〉</p> 露地みかん＝100a ハウスみかん＝30a  <p>〈経営面積〉</p> 130a	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ビニールハウス施設 1 式 (3,000 m<sup>2</sup>)</li> <li>・小型他目的管理機</li> <li>・運搬機 動力噴霧器</li> <li>・貯蔵庫 (40 m<sup>2</sup>)</li> </ul> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハウスの作型分散 (加温時期 3 タイプ)</li> <li>・温度、水管理の自動化</li> <li>・園内道の整備</li> <li>・共選共販等による産地ブランドの徹底</li> <li>・光センサー選果機に対応した高品質果生産</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳</li> <li>・経営と家計分離</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・気象、病害虫情報の活用</li> <li>・作業日誌の記帳</li> <li>・ほ場管理システムの確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制の導入</li> <li>・農繁期の臨時雇用の確保</li> </ul>
露地みかん	<p>〈作付面積等〉</p> 青島温州＝200a	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・薬剤用貯水槽 モノレール</li> <li>・薬剤用調合槽 動力噴霧器</li> <li>・薬剤用配管施設、貯蔵庫</li> </ul> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園内道等生産基盤の整備</li> <li>・優良農地の確保に向けた組織化</li> <li>・共選共販等による産地ブランドの徹底</li> <li>・光センサー選果機に対応した高品質果生産</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳</li> <li>・経営と家計分離</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・気象、病害虫情報の活用</li> <li>・作業日誌の記帳</li> <li>・ほ場管理システムの確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農繁期の臨時雇用の確保</li> <li>・農繁期を除く休日制の導入</li> </ul>
バラ	<p>〈作付面積等〉</p> バラ＝30a	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・硬質プラスチックハウス (3,000 m<sup>2</sup>)</li> <li>・養液栽培システム一式</li> <li>・複合環境制御装置一式</li> <li>・暖房機</li> <li>・無人防除施設</li> <li>・冷蔵庫他</li> </ul> <p>〈その他〉</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳</li> <li>・経営と家計分離</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・ブランド化の推進</li> <li>・市況情報の活用</li> <li>・流通管理システムの確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日制の導入</li> <li>・収穫時期を中心にした雇用の確保</li> </ul>

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
		・周年切り栽培（9～6月）		
きく	〈作付面積等〉 きく＝135a （45a×平均作付3）  〈経営面積〉 45a	〈資本装備〉 ・硬質プラスチックハウス（4,500㎡） ・暖房機、無人防除施設 ・蒸気消毒機 ・複合環境制御装置一式 ・定植機、選花機 ・冷蔵庫他 〈その他〉 ・育苗部門の分離（全量発根苗購入） ・周年出荷体系	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・ブランド化の推進 ・市況情報の活用 ・流通管理システムの確立	・休日制の導入 ・収穫時期を中心にした雇用の確保
トマト	〈作付面積等〉 トマト＝35a	〈資本装備〉 ・ビニールハウス（3,500㎡） ・養液栽培システム一式 ・内部被覆装置、温風暖房機 〈その他〉 ・養液栽培による長段取り ・交配用ハチの利用	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・計画的生産出荷 ・作目の適正組合せの確立	・休日制の導入 ・収穫調整を中心にした雇用の確保
みつば	〈作付面積等〉 みつば＝285a （30a×9.5作）  〈経営面積〉 30a	〈資本装備〉 ・鉄骨ビニールハウス等（3,000㎡） ・複合環境制御装置一式 ・高床固定式養液栽培プラント ・下葉取り機、包装机 ・暖房機 ・炭酸ガス発生装置他 〈その他〉 ・雇用導入、調整作業50%外注を前提とした企業的な個別経営 ・遮光、遮熱、保加温、炭酸ガス使用による生育促進（9.5作/年）	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・計画的生産出荷	・休日制の導入 ・収穫調整に年間雇用の確保
トマト ＋ 水稻 ＋ 水稻作業受託	〈作付面積等〉 トマト＝20a 水稻＝200a 作業受託＝700a  〈経営面積〉 920a	〈資本装備〉 ・ビニールハウス等（3,000㎡） ・養液栽培システム一式 ・複合環境制御装置一式 ・内部被覆装置、温風暖房機 ・トラクター（24ps） ・田植機 動力噴霧器 ・コンバイン他 〈その他〉 ・養液栽培による長段取り ・交配用ハチの利用	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳	・休日制の導入 ・収穫調整に年間雇用の確保
水稻 ＋ 麦 ＋ 水稻作業受託	〈作付面積等〉 水稻＝10ha 麦＝7ha 作業受託＝30ha  〈経営面積〉 47ha	〈資本装備〉 ・トラクター（55ps）、ロータリー（1.8m） ・高速側条施肥田植機（6条） ・グレンタンク自脱コンバイン（5条） ・循環型乾燥機（24石×4台） ・乗用防除機 動力噴霧器 ・作業場、乾燥調整施設 ・ドリルシーダー（30ps）他 〈その他〉 ・水稻-小麦の2年1巡ブロックローテーション	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・気象、病虫害情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・ほ場管理システムの確立	・休日制の導入

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
		<ul style="list-style-type: none"> <li>品種の組合せによる作期分散</li> <li>早期コシヒカリ栽培</li> <li>基肥一発肥料の使用</li> </ul>		
肉牛 (乳雄肥育)	〈作付面積等〉 乳雄肥育牛＝ 常時 200 頭	〈資本装備〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>畜舎 1,500 m<sup>2</sup></li> <li>自動給餌装置</li> <li>堆肥舎 飼育庫</li> <li>シャベルローダー</li> <li>ダンプカー他</li> </ul> 〈その他〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>日増体重を 1.1kg 以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>複式簿記記帳</li> <li>経営と家計分離</li> <li>青色申告の実施</li> <li>作業日誌の記帳</li> <li>飼育管理システムの確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>休日制の導入</li> <li>ヘルパー活用</li> </ul>
肉牛 (肉専用種肥育)	〈作付面積等〉 肉専用種＝常 時 180 頭	〈資本装備〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>畜舎 800 m<sup>2</sup></li> <li>堆肥舎</li> <li>飼育庫</li> <li>シャベルローダー</li> <li>ダンプカー他</li> </ul> 〈その他〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>日増体重を 0.7kg 以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>複式簿記記帳</li> <li>経営と家計分離</li> <li>青色申告の実施</li> <li>作業日誌の記帳</li> <li>飼育管理システムの確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>休日制の導入</li> <li>ヘルパー活用</li> </ul>

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
菌床シイタケ	〈作付面積等〉 菌床シイタケ 120,000 玉 菌床販売 30,000 玉  主たる構成員 3 人	〈資本装備〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>作業室 培養室 発生室</li> <li>ミキサー コンベアー</li> <li>袋詰機自動包装機</li> <li>棚 殺菌釜</li> <li>パイプハウス (1,320 m<sup>2</sup>)</li> </ul> 〈その他〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>3名による農業法人</li> <li>菌床製造からシイタケ栽培、販売までの協業</li> <li>菌床を地域に販売</li> <li>シイタケはバラ出荷</li> <li>雇用者の管理、指導</li> <li>規模拡大に向けた用地確保</li> <li>シイタケの販路開拓</li> <li>周年栽培技術の導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>複式簿記記帳</li> <li>経営と家計分離</li> <li>青色申告の実施</li> <li>作業日誌の記帳</li> <li>責任分担の明確化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間雇用者の確保</li> <li>休日制の導入</li> </ul>
茶	〈作付面積等〉 茶＝1,750a  主たる構成員 10 人	〈資本装備〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>小型乗用摘採機一式</li> <li>防霜ファン 動力噴霧器</li> <li>製茶工場 750 m<sup>2</sup></li> <li>製茶機械 120K 1.5 ライン</li> <li>茶仕上加工施設、冷蔵庫他</li> </ul> 〈その他〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>独自の品種組合せによるブランド化</li> <li>加工、仕上方法の改善による高品質茶づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>複式簿記記帳</li> <li>青色申告の実施</li> <li>気象、病害虫情報の活用の活用</li> <li>作業日誌の記帳</li> <li>ほ場管理システムの確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>休日制の導入</li> <li>農繁期の臨時雇用者の確保</li> </ul>

「H26 年 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」より

## (2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農用地等の効率的かつ総合的な利用に向け、県農林事務所、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合等と連携し農地に関する情報の共有化を図るほか、「人・農地プラン」の実質化の推進及び実行により、耕作しなくなった農地の認定農業者や地域農業の中心となる担い手への集積・集約化を促進し、効率的かつ総合的な農用地利用を図るとともに、優良農地周辺の遊休農地の解消、農地の区画整理や農道等の農業生産基盤整備、農地の多様な利活用等により、農地利用の最適化と農業生産の増大を図る。

また、農家の兼業化や高齢化の進展により、作業委託を希望する農家もいることから、地域の担い手となる経営体による作業受委託を促進し、遊休農地の発生防止を図っていく。

## 2. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

### (1) 認定農業者等の育成

w 高齢化や後継者不足等による農業者の減少が深刻化する中、農地の有効利用を促進し、農業を発展させていくために、地域農業を中心となって担っていく経営感覚に優れた農業者の確保と育成を推進する。

本市の基幹作物である茶においても、生産者の高齢化や後継者不足により生産量が減少するとともに、茶価の低迷による離農者が増えていることから、茶産地「藤枝」、「朝比奈」を将来にわたり継承していくため、特色ある藤枝茶や朝比奈玉露の生産、生産性の高い茶業への転換を図る生産者に対し各種補助制度を活用して支援していく。

### ア. 認定農業者等の支援

市内農業者の認定農業者の認定取得及び認定継続を促進するとともに、農業経営体の安定的な事業継続と経営規模の拡大を図るため、経営体の法人化を推進していく。

「市認定農業者協会(ファーム 21)」の活動強化を図り、創造性豊かな次代の担い手の確保に努める。併せて「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」の農業経営の指標を目指した経営及び技術研修、情報収集・発信等の組織的活動を、行政及び関係機関・団体が連携して支援し、産地を担う先進的経営体として育成していくとともに、認定農業者等への農地の集積・集約化による規模拡大を促進する。

また、新規就農を希望する若年世代の者には、新規就農に関するワンストップ支援窓口を設置し、就農から営農初期段階まで継続した支援を行う他、各種補助制度や制度資金の活用を促進することにより、初期投資の負担軽減と早期の経営確立を支援し、長期的に地域農業を担うことが期待される農業者の定着と育成を図る。

### イ. 水田農業推進協議会

大井川農業協同組合の支店単位に組織する「地区水田農業推進協議会」による、地区ごとの水田農業活性化対策を支援し、地区ごとに特色ある水田利用や耕地利用率の向上を目指す。

### ウ. 農業協同組合の組織

大井川農業協同組合の組合員組織は次のとおりである。

茶業協議会・・・茶生産法人、自園自製など

園芸協議会・・・レタス部会、トマト部会、いちご部会、枝豆研究会など

花卉協議会・・・バラ部会、キク部会、トルコギキョウ部会、一般花卉部会など

果樹林産協議会・・・柑橘部会、筍部会、梨部会、いちじく部会など

これらの組織については、関係機関・団体との相互の連携のもとに、生産の担い手組織としての役割を発揮できるよう一層の充実を図っていく。

### (2) 農地の集積・集約化

本市においては、認定農業者・認定新規就農者等への農地の利用集積が進んできているが、経営する

農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、今後は農業者の高齢化がさらに深刻化していくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。

今後は農地中間管理（農地バンク）事業を活用し、耕作者の高齢化や後継者の不在により耕作継続が困難となった農地について、地域農業の担い手への集積・集約化を促進していくとともに、栽培条件の良い農地の区画整理や農地中間管理機構と連携した小規模土地基盤整備等の実施を推進するなど、地域農業の維持・発展につなげていく。

### **（３）農作業の受委託の推進**

効率的な農業機械の普及や農業者の高齢化の進行に伴い、近年、水稻を中心に農作業の受委託が行われている。集落や農家にある労働力や機械を有効に使用していくことは、生産コストを下げる意味からも重要な取組になっている。農地の集積・集約化にあたっては、地域及び作業ごとの実情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには地域の担い手等への利用権設定等への移行を進めていく。

今後、農業者の一層の高齢化とともに受委託化は進むと見込まれるため、農作業の委託希望情報を集約し、認定農業者や農作業受託組織等の地域の担い手と連携、調整を図りながら円滑な農作業の受委託を推進していく。

### **（４）地力の維持増進**

農業生産力の向上と農業経営の安定を図るうえで極めて重要な地力の増進を図るため、土壌改良等を推進する。また、耕種農家と畜産農家の連携により良質堆肥の安定供給を推進し、有機物の投入による土づくりを進め、化学肥料・農薬の適正な使用による環境負荷の軽減に配慮した持続可能な環境保全型農業への取組を推進する。

### **（５）市民農園及び観光農業による地域振興**

ライフスタイルの変化や食生活の多様化、新興感染症等の流行などの社会情勢の変化を背景に生産者と消費者の距離にも変化が表れ、消費者の食の安全・安心に対する意識も高まっている。今後も新鮮で安全・安心な市内農産物等に対する需要は増えていくと予想されることから、朝市や地場産物販売所、地域の農産物加工施設の充実・活用を図り、農産物や加工品の地域内流通を活発化させ、さらには地域農業の活性化を図るなど、市内の農商工、消費者団体等と連携した有機的なネットワーク体制を構築して地産地消を推進する。

また、都市部の住民のレクリエーションや高齢者の健康でアクティブな生活の実現等、時代のニーズに即した市民農園の整備や市民農園の情報発信・利用者への紹介等の取組強化により利用率の向上を図り、良好な営農条件を備えた農地や地域環境の保全・災害防止等の観点から維持されることが望ましい農地を余すことなく活用し、将来に残していくべき農地の保全と農業生産の維持を図る。

新東名高速道路藤枝岡部インターチェンジ周辺の「ふじのくにフロンティア推進区域」である仮宿地区において、6次産業化・観光資源化に取り組む経営体を誘導することにより、「食と農」をテーマとした生産・観光拠点づくりを推進し、都市部と農村との交流の活発化と農村地域の活性化を図る。

さらに、本市の農村には、豊かで美しい自然とともに貴重な歴史・文化遺産が数多く残され、朝比

奈玉露のPR施設「玉露の里」や田園空間博物館総合案内所、葉梨西北活性化施設「白ふじの里」等、地域の資源を活かした農業農村体験施設が整備されている。休日には、農村体験、各種イベントへの参加等を目的に多くの都市住民が訪れ、活発な地域間交流により、にぎわいを見せている。

これらの都市交流施設の活用を図るとともに、その周辺において農産物販売所の充実・活用を図り、地域の受け入れ体制づくりを支援していく。あわせて、農産物加工施設の充実・活用を図り、地域特産物の開発や生産・加工技術の習得と向上、生産・販売の拡大を図る。さらに、伝統行事やイベント、農業・農村の魅力を活かした地域活動などと連携して、地域特産物の研究・開発と積極的なPR・販売を図る。

### 3. 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の森林は、小規模零細な所有形態が多数を占めており、加えて森林施業の受委託もほとんど行われておらず、効率的な森林施業が困難な状況である。このため、隣接する複数の森林所有者がまとめ、森林施業を行う合意形成を基に森林を取りまとめ、作業路網の整備や間伐等を一括して行えるよう、森林の育成や利用に関して、信頼と実行力のある林業経営体へ委託することを促進し、効率的な森林経営を図っていく。

施業の集約化や計画的な路網整備等に関し、信頼と実行力のある林業経営体に対して必要な情報の提供及び助言、指導等の援助を積極的に行うとともに、森林施業の効率化と適正化、正確な情報把握のため、森林情報の精度向上を図っていく。

## 第5 農業近代化施設の整備計画

### 1. 農業近代化施設の整備の方向

本市の農業は、茶を中心に水稲、露地野菜、施設野菜、果樹等の作目を組み合わせた複合経営が行われている。今後の農業振興を図るため、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、兼業農家等も含めて営農上の利便性、効率性を確保できるように、地域の営農の状況と今後の方向性を踏まえた上で、立地条件、社会・経済的環境を考慮しながら、農業生産基盤整備事業の進展と対応した農業近代化施設の整備を推進していく。

茶については、茶価の低迷や生産コストの増大、生産者の高齢化と減少など、茶業を取り巻く厳しい状況を乗り切るため、各地域の拠点となる大型の茶工場を中心に、国内外の多様化するニーズに対応した設備の近代化と合理化を図るとともに、集団的な生産組織の結束に努め、低コスト・省力生産のための先進機械を導入し、生産と加工が一体となった高品質で生産性の高い茶業経営を推進していく。

水稲については、単作農家が多く、個々の水田経営面積が小さい兼業農家がほとんどである。一方で規模拡大を図る認定農業者等を中心に先進機械の導入が進んでいることから、認定農業者や農作業受託組織等による作業の受委託、農地中間管理（農地バンク）事業を活用した農地の集積・集約化の推進を図り、生産の省力化と効率化及び生産組織の育成に努めるとともに、ライスセンターなどの施設を設置して経営の合理化を図る。

みかんについては、共選場に光センサーや糖酸センサーを導入し、共選場を中心とした産地体制の強化に努めているが、施設が老朽化していることから、更新を検討する。また、高品質みかんを生産するため、各種補助制度等を活用した園地の再整備、農道やモノラックの再整備、灌水設備の導入・更新等を図っていく。

施設野菜については、ライフスタイルの変化や食生活の多様化等、消費者の「食」と「農」に対する安全・安心への意識の高まりにより新たな需要が増えている中で、新鮮な食材を安定的に供給する重要な役割を果たしている。需要の変化に対応しつつ高品質な野菜を供給する施設の役割は、今後も増大するとみられることから、コンピューター制御等による高度環境制御技術の導入により、施設内管理の自動化や省力化、省エネルギー化を推進し、施設園芸の維持と発展を図っていく。

いちごについては産地維持方策による生産施設の団地化、増大する需要に対応した農産物集出荷調整施設（パッケージセンター）の再整備を図っていく。

畜産についてはより細やかな家畜管理を指導し、品質の改善につながる技術体系に誘導する。また、資源循環型農業の推進及び飼料自給率向上を図るため、耕種農家との連携を強化するための施設や機械の整備、導入を図り、自然環境への負荷軽減と資源循環を促進する。

## 2. 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図 番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)			
未定							

## 3. 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の林業や森林のためには、間伐を積極的に推進し、適正な保育管理を行う必要があるため、森林組合を中心として協業で間伐を実施する。

## 第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

### 1. 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

農業者の兼業化や高齢化に伴う農業の担い手の減少、遊休農地の増加等に対処するため、農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者の農業経営改善計画の達成を支援する事業を推進するとともに、市の農業ワンストップ支援窓口による新規就農者や認定農業者などに対する相談、経営改善の支援を図り、経営感覚に優れ、長期にわたり地域農業を担うことが期待される新規就農者や認定農業者を育成する。また、各種団体が連携し、新規就農者を確保・育成できる環境づくりと重要な担い手である女性の育成と活躍することのできる場の拡大を図っていく。

市の農業ワンストップ支援窓口では、新規学卒就農者、Uターン就農者、農外からの新規参入者、農業法人への就農者など新たに農業経営を営もうとする青年等について、青年等就農計画の策定支援及び認定新規就農者への支援制度の活用など、相談から就農まで総合的に支援し、地域における新たな担い手となる青年等の確保・育成を図る。

効率的かつ安定的な農業経営体を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。

意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように、相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農業協同組合の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて、経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

さらに、農業と福祉の関係者が情報や課題を共有する中で、農業に関心を持っている障害のある人の参画を促進し、生きがいづくりの場を創出するとともに、農業の新たな担い手を育成することによって生産性の向上を図り、地元農産物の生産拡大と農業経営の発展につなげていく。

その他、新東名高速道路藤枝岡部インターチェンジ周辺の「ふじのくにフロンティア推進区域」においては、地域資源である豊富な農産物や広域交通網等の地域特性を活かした地産地消レストランや農産物販売所・観光農園などの「食と農」に関する機能を集積することにより、あらゆる世代が農業への理解や関心を持つことができる農業体験の機会や場を創出し、農業の後継者や農業に関わる人材の育成を推進していく。また、企業的経営体の誘致を図り、地域農業の担い手として地域農業の活性化を図っていく。

### 2. 農業就業者育成・確保施設整備計画

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図番号	備考
未定					

### 3. 農業を担うべき者のための支援の活動

本市の農業を将来にわたり発展させていくためには、新規就農者の確保と育成が重要である。よって、若者が進んで就農できる農業・農村の環境づくりを関係機関・団体と連携し推進するとともに、

農家子弟の就農を促進するだけでなく、市内外から意欲のある多様な新規就農者を確保、育成する。

認定農業者については地域農業の担い手の中心に位置付け、市の農業ワンストップ支援窓口での相談・経営改善の支援を図り、農地の集積・集約化を図るなど育成施策を実施していく。

また、「藤枝市認定農業者協会(ファーム 21)」の育成と活動強化を図り、経営・技術感覚に優れ、創造性豊かな次世代の担い手の確保に努める。

「藤枝市認定農業者協会(ファーム 21)」においては、講演会の開催、先進地視察研修の実施、地域農業の振興に資する事業に対する助成、会員への各種情報提供等、所属する認定農業者等に対し、農業経営改善計画等の達成が図られるよう活動を支援するとともに、会員同士相互の研鑽・交流及び研修活動を通じて、自ら経営改善に取り組む、やる気と能力のある農業者を育成していく。

また、日本三大玉露のひとつである「朝比奈玉露」の継承と振興を図るため、栽培技術のアーカイブ化、ブランディング、摘み子の確保、玉露の里を活用した茶文化の伝承、消費拡大に向けた広報活動等を推進していく。さらに、ジュニアお茶博士、ジュニアお茶大使、茶楽研究部の活動を通じて、本市の基幹作物である茶に対する理解と愛着を持ち、藤枝茶を未来へ伝えていく人材を育成していく。

子どもたちが「食と農」に対する理解・関心を深めるための食育・食農教育の推進や、特に農業への関心の高いアクティブシニアや都市部の住民が気軽に農業に触れることができる市民農園や体験農園の整備への支援、既存施設の情報発信や利用希望者への紹介等の取組の強化を図っていく。

#### 4. 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## 第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

### 1. 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市の農業経営形態は、多くを兼業農家で占められている。また、農家の労働力が2次産業、3次産業へ移行する傾向にあり、農業従事者の高齢化や後継者不足が深刻な問題となっている。このような中で兼業農家等の農業従事者の安定的な就業の促進を図ることは、専業農家の担い手のみでは受けきれない農地の保全を含め、地域農業の持続的な発展を支える重要な要素のひとつである。

このため、新東名高速道路藤枝岡部インターチェンジ周辺など高度交通体系の要衝となる地の利を活かし、企業立地支援制度の活用などにより積極的に企業誘致を進めるとともに、企業の農業参入を支援し農・商・工連携による新たな事業の創出や育成に努め、市全体の雇用機会の拡大を図る等、将来を担う若年層を含めた地域住民が定住し得る環境・条件を整備することで、農業従事者の安定的な就業機会の確保を図る。

また、豊かな自然を生かしたグリーン・ツーリズムやデュアルライフ、観光農業に取り組み、新たな農業へのニーズに対応した幅広い農業経営を展開することにより、農業従事者の安定的な就業を推進する。

### 2. 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農業従事者の安定的な就業を図るため、農作物を生産する1次産業だけでなく、地域活性化施設等を活用した加工（2次産業）や販売、農家レストランの経営（3次産業）等に総合的に取り組む農業の6次産業化を推進する。

### 3. 農業従事者就業促進施設

該当なし

### 4. 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の林家の多くは、農業を主業あるいは副業にしている農家林家であって、個別林業経営を行うには経営規模が零細であり林業に対する関心が低い。山間地域では生産施設や就労の場の不足等から住民の都市への流出をまねいており、過疎化が進んでいる。よって、今後は「森林組合おおいがわ」を中心に森林所有者の就労の機会を増やすための施設整備、就業の斡旋、指導を推進していく。

また、瀬戸谷地区と朝比奈地区においては、しいたけが生産されている。瀬戸谷地区（滝沢、本郷）の生産者で組織する「瀬戸ノ谷しいたけ組合」では、自動植菌機の共同利用で生産性の向上が図られ高品質な原木栽培が行われている。そして、朝比奈地区（玉取）の「協同組合マッシュセンター岡部」では、菌床の集約生産による安定した生産の向上が図られている。今後は、原木・ほだ木の安定供給や、菌床の品質の向上を図り、生産及び流通コストの削減と販路の拡大に努め、生産振興を図っていく。

## 第8 生活環境施設の整備計画

### 1. 生活環境施設の整備の目標

本市の土地利用形態は、昭和40年代半ば以降急激に宅地化が進み、農村型から都市的利用へと移行してきた。また、宅地化の進行とともに各種企業の進出も目覚ましく、多くの事業所が開設され、農業者の兼業化が顕著になるとともに、農村地域での混住化が進み、集落機能及び生活意識に変化や多様化が生じてきた。こうした中で農家と非農家の新しいつながりをつくるため、また、農家の後継者の農村地域への定住や都市部からの移住を促進するため、集落排水施設、コミュニティ施設等の整備を推進し、地域住民の連携意識を高め、積極的に集落づくり、魅力ある地域づくりに参加できるような体制を整えていく。

また、本市は市域の大部分を標高200～500mの山地が占め、集落は分散して位置している。このため、基礎的な生活環境施設の整備の推進に不利な状況となっている。農村地域の住民にとって安全で快適な生活空間を築くために、集落道などの生活環境施設の整備・充実を図る。

#### (1) 安全性

治山、砂防、がけ地対策事業の推進により土砂災害を防止するとともに、朝比奈川をはじめとする河川改修の促進や堆積土砂の浚渫により水害を防止する。また、防火水槽や消火栓など防災施設の充実、ライフラインの安全性向上、避難所となる公共施設等の確保など、防災対策を推進する。

また、交通事故を未然に防ぎ、安全な交通環境をつくるため、カーブミラーや道路照明等の交通安全施設の整備を推進する。

#### (2) 保健性

管路の耐震化・老朽化対策を計画的に取り組み、安全で安心な水道水の安定供給を図る。また、地域の衛生と河川の清流を維持するため、し尿処理や生活排水の処理施設の整備を推進する。

#### (3) 利便性

新東名高速道路藤枝岡部インターチェンジや東名高速道路大井川焼津藤枝スマートインターチェンジの開通等による交流人口及び交通量の増加等による影響を踏まえ、近隣市町と連携しながら、幹線道路となる都市計画道路や県道の整備・改良を推進する。

農村地域においては、自動車や人の通行、救急活動の空間確保に配慮した生活道路と、地域間をつなぐ集落道路の整備を推進する。

#### (4) 快適性

地域の憩いの場、運動・レクリエーションの場、コミュニケーションの場として農村公園や農村広場の適正な維持管理等を図っていく。

地域住民や農村を訪れる都市住民が自然や農村の中にやすらぎや美しさを感じることのできる環境とするため、農村の景観や水に親しむことのできる施設や散策路等の適正な維持管理と整備を図っていく。

## 2. 生活環境施設整備計画

事業名	事業の概要	受益範囲		対図 番号	備考
		受益範囲	受益面積 (ha)		
未 定					

## 3. 森林の整備その他林業の振興との関連

山間地域の道路は、主要幹線を含め未整備で幅員の狭い箇所が多く、落石の危険もあり、不十分な整備状況にある。このことは集落の分散という地理的条件と併せて、通勤・通学、通院、集落会議などに多大な不便を生じさせている。また、急峻な地形から地すべり・崖崩・土砂流失等の災害発生の危険性もあり、民家や道路、河川への被害が想定される。

よって、農林業を担う地域住民の流出を防ぎ、安全・安心な住環境を確保して、定住化と健全な農村づくりによる農林業の振興を図るため、砂防事業及び治山事業を計画的に実施するとともに、生活道路等の拡幅、改良と併せて生活環境の整備を実施する。

## 4. その他の施設の整備に係る事業との関連

「第6次藤枝市総合計画」及び各分野別計画等に位置づけられた各種事業との連携・調整を図りながら、効果的な事業の推進を図る。

## 第9 付図

別 添

1. 土地利用計画図
2. 農業生産基盤整備開発計画図
3. 農用地等保全整備計画図
4. 農業近代化施設整備計画図 (該当なし)
5. 農業就業者育成・確保施設整備計画図 (該当なし)
6. 生活環境施設整備計画図 (該当なし)